

特定空家等の判定基準

調査項目		評価内容	有無
1	建物(その他の工作物を含む)、立木等の倒壊の危険性の程度	老朽化等による建物倒壊の危険性	有・無
		朽ちた立木の倒壊の危険性	有・無
		その他の工作物(塀等)の倒壊の危険性	有・無
2	建築資材等の飛散・落下の危険性の程度	屋根・軒の老朽化、損傷(はく離・損傷)等による飛散の危険性	有・無
		外壁等の老朽化・損傷(はく離・損傷)等による落下の危険性	有・無
3	不特定者の侵入による犯罪、放火等による火災の危険性	玄関等の未施錠による不特定者の侵入の危険性	有・無
		1階部分の扉・窓ガラスの破損等による不特定者の侵入の危険性	有・無
		可燃物放置による火災の危険性	有・無
4	生活環境への影響の危険性の程度	樹枝の越境や雑草の繁茂等が隣接地及び接道道路(構造・交通)に支障をおよぼしている	有・無
		ごみ等廃棄物が不法投棄されている(すでに大量に投棄され散乱しているような場合)	有・無
		雑草や枯れ枝が適切に管理されないことによる病害虫の発生	有・無

〈備考〉

- ・ 評価内容記載の事項は、自然現象(台風等)により発生する可能性があるものを含む。
- ・ 調査項目1及び2については影響範囲を敷地境界から45度の角度の範囲外にあるものをいう。
- ・ 既に評価内容に記載する事態が発生しているものを含む。

〈補足事項〉

○「生活環境への影響」のうち動物の侵入については、上記評価内容の3が確認できた場合には動物の侵入の危険性があると概ね判断できるため評価内容としては含めていない。

○「良好な景観の阻害については、上記評価内容が確認できた場合には景観の阻害にも影響があると概ね判断できるため評価内容としては含めていない。

○上記評価内容を判定するため、ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕を参考とする。

総合判定

空家 ・ 特定空家 ・ その他()

上記評価内容において隣接地や前面道路等への影響が一つでも認められた場合、特定空家等と判定。